

第 76 回

職員の給与等に関する報告および勧告

令和 8 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会



人 委 第 4 7 2 号
令和 8 年 1 0 月 7 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様
福 井 県 知 事 石田 嵩人 様

福井県人事委員会
委 員 長 和田 晋一

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員、企業職員および臨時・非常勤の職員等を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年４月「令和８年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第１表に示すとおり、在職者数は、12,822 人であって、これら在职者の平均年齢は 40.6 歳であり、また、その男女別構成は男 54.6%、女 45.4%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の６種９給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料 344,680 円、扶養手当 9,423 円、地域手当 4,323 円、計 358,426 円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料 372,299 円、扶養手当 9,445 円、地域手当 5,165 円、計 386,909 円である。

第 1 表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表 区 分		行政職	警察職	教育職 (1)	教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	福祉職	全給料表
平	給 料	344,680	351,790	412,749	388,740	370,765	524,546	346,571	338,326	356,441	372,299
均	扶養手当	9,423	14,258	10,241	7,691	9,268	14,144	8,794	6,065	3,773	9,445
給	地域手当	4,323	3,928	4,252	4,015	3,907	88,065	3,591	3,450	3,602	5,165
与	計(円)	358,426	369,976	427,241	400,446	383,941	626,755	358,955	347,842	363,816	386,909
月											
額											
在職者数(人)		3,455	1,750	1,808	4,211	289	167	286	834	22	12,822
性別	男	2,140	1,529	948	1,820	210	137	111	109	2	7,006
(人)	女	1,315	221	860	2,391	79	30	175	725	20	5,816
学歴 (人)	大 学	2,764	1,133	1,678	4,149	281	167	230	300	16	10,718
	短 大	302	22	54	61	7		56	516	6	1,024
	高 校	387	595	75	1	1			18		1,077
	中 学	2		1							3
平均年齢(歳)		41.0	37.5	44.0	40.5	40.7	44.8	39.6	37.2	37.5	40.6
平均経年数(年)		18.9	16.3	21.2	17.9	18.0	21.7	17.1	15.5	15.2	18.3

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」附則第 22 項により給料月額が決定される職員は含まれていない。(以下、第 4 表までについて同じ。)

4 教育職(1)の適用機関は県立学校(若杉中学校を除く。)、教育職(2)の適用機関は市町立学校および若杉中学校である。

（２）扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第２表に掲げるとおり受給職員は 4,721 人で、全職員の 36.8% を占めており、職員 1 人当たり平均扶養親族数は 0.7 人（受給職員平均では 2.0 人）となっている。また、職員 1 人当たりの平均手当月額は 9,445 円（受給職員平均では 25,653 円）となっている。

第２表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	4,721	36.8	0.7 〔受給職員 平均では 2.0〕	9,445 〔受給職員 平均では 25,653〕
扶養親族 1 人	1,479	11.5		
2 人	1,912	14.9		
3 人	1,062	8.3		
4 人	230	1.8		
5 人	33	0.3		
6 人以上	5	0.0		
扶養手当非受給職員	8,101	63.2		
計	12,822	100.0		

（注） 「割合」は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（３）住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第３表に掲げるとおり受給職員は 2,376 人で全職員の 18.5% を占めている。

なお、受給職員 1 人当たりの平均手当月額は 25,381 円となっている。

第３表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当月額(円)
		人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員		2,376	18.5	4,703 〔受給職員 平均では 25,381〕
借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	8	0.1	
	手当額11,000円を超え28,000円未満の受給者	1,369	10.7	
	手当額28,000円の受給者	987	7.7	
配偶者の居住する借家・借間		14	0.1	
住 居 手 当 非 受 給 職 員		10,446	81.5	
計		12,822	100.0	

（注） 「借家・借間」および「配偶者の居住する借家・借間」には、職員の居住する借家・借間に係る住居手当および配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の両方を受給している職員（2 名）を含む。

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は10,588人で全職員の82.6%を占めており、その内訳は交通機関等利用者753人（受給職員の7.1%）、交通用具使用者9,541人（同90.1%）、併用者294人（同2.8%）となっている。

また、通勤手当受給職員のうち自動車使用者は9,306人（87.9%）を占めている。
なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は14,946円となっている。

第4表 通勤手当の支給状況

区 分 通勤方法		該 当 職 員			平均手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)		
通勤手当受給職員		10,588	82.6	(100.0)	12,342 受給職員 平均では 14,946
交通機関等利用者		753	5.9	(7.1)	
交通用具使用者		9,541	74.4	(90.1)	
自転車		225	1.8	(2.1)	
原動機付自転車等		10	0.1	(0.1)	
自動車		9,306	72.6	(87.9)	
併 用 者		294	2.3	(2.8)	
通勤手当非受給職員		2,234	17.4		
計		12,822	100.0		

(注) ()内の数値は、通勤手当受給職員を100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 302 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 83 事業所を対象に、「令和 8 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,008 人および研究員、教員等 54 職種の 264 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

○給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 65.4%、ベースアップを中止した事業所の割合は 5.6%、ベースダウンを実施した事業所の割合は 3.4%となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 97.1%となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 21.3%、減額となっている事業所の割合は 20.7%、変化のない事業所の割合は 55.1%となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	65.4	5.6	3.4	25.6
課 長 級	66.1	6.6	0.0	27.3

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	97.1	97.1	21.3	20.7	55.1	0.0	2.9
課 長 級	91.0	91.0	18.1	19.5	53.3	0.0	9.0

(注) 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「令和8年福井県職員給与実態調査」および「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、ラスパイレス比較(注1)し、その較差を算定したところ、第7表に示すとおり、民間給与が職員給与を11,451円(3.02%)上回っている。

第7表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	390,382 円
職 員 給 与 (注2) (B)	378,931 円
較 差 (A) - (B)	11,451 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	3.02%

(注1) 職員の構成を役職段階、学歴、年齢階層別に区分し、4月分の職員の平均給与月額と、これと条件を同じくする民間の平均給与月額のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較(新規学卒の採用者は含まれていない。)

(注2) 職員給与には、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等を含む。

(2) 特別給

「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に
 おいて、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第8表に示
 すとおり所定内給与月額の4.71月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年
 間平均支給月数4.65月を上回っている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平 均 給 与 月 額	下半期 (A1)	348,528 円
	上半期 (A2)	363,588 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	810,958 円
	上半期 (B2)	864,329 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.33 月分
	上半期 (B2/A2)	2.38 月分
年 間 の 合 計		4.71 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から令和8年7月までの期間をいう。

4 人事院の報告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会および内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

それらの概要は次のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 [令和9年夏に具体的な内容を報告]
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
[対象]
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

- 日単位の無給休暇
介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用
- 時間単位の無給休暇
いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

5 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給が民間給与を11,451円(3.02%)下回っていた。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.71月で、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.65月)が民間事業所の特別給を0.06月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果、国家公務員の給与制度および人事院勧告の内容その他の諸情勢を総合的に勘案し、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

近年、物価の上昇や民間における賃上げの動きが続くとともに、公務においても人材の確保が厳しさを増している。職員の給与については、民間給与との適正な均衡を確保するとともに、職員が安心して職務に専念し、その能力を十分に発揮できる水準とすることが重要である。

なお、人事院は本年の「公務員の人事管理に関する報告」において、『『これから』の公務』を実現するため、人事制度の改革を一層加速していくとしている。本県においても、国や他の自治体の状況を踏まえた所要の検討を行うことが必要である。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。本年は、初任給の改善に加え、業務遂行上重要な役割を担う中堅層以上を含む各層についても、職務と責任に応じた適切な給与を確保する必要がある。また、再任用職員の基準給料月額についても、人事院勧告の内容を踏まえ、所要の改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

a 期末手当および勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当および勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当および勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降においては、期末手当および勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期および12月期で均等になるよう定めることとする。

b 初任給調整手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じ、所要の改定を行う必要がある。

c 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じ、所要の改定を行う必要がある。

イ 検討事項

α 転居に関する手当

転居に関する手当については、人事院勧告の内容および本県の実情を踏まえ、導入について検討する必要がある。

ウ 改定の実施時期

アに掲げる給与改定は、令和8年4月1日から実施することとする。

(2) 人材の確保・育成

生産年齢人口の減少や民間企業等との人材獲得競争が続く中、本県において県政運営を担う人材の確保・育成は喫緊の課題となっている。複雑化・高度化する行政課題に的確に対応し、将来にわたり質の高い行政サービスを提供するため、多様な背景、経験および専門性を有する人材を幅広く確保するとともに、採用した職員が能力を高め、長期にわたり活躍できる環境を組織として柔軟に整えていくことが不可欠である。

特に、専門職など人材の確保が困難な職種については、応募・採用の状況や志望者の意識を的確に把握し、それぞれの実情に応じた採用手法や人材確保策を検討していかなければならない。中でも、獣医師については、採用が困難な状況が続いていることから、家畜伝染病の予防・まん延防止や食の安全・安心の確保など、その担う業務に支障が生じることのないよう、他の都道府県の状況も踏まえ、処遇を含む人材確保策を検討する必要がある。

また、国との人事交流を円滑に進めるため、国から地方公共団体に派遣される国家公務員について、異動保障など、給与上の取扱いを含む受入れ環境の整備についても検討を進めることが適当である。

県職員が就職先として選ばれるためには、処遇の改善のほか、仕事の意義や魅力、具体的な業務内容、勤務環境、採用後のキャリア等を、魅力的に分かりやすく伝えることが欠かせない。各任命権者においては、それぞれの職務や人材確保の状況を踏まえ、SNS等による情報発信、業務説明会、学校等への訪問、職場見学・体験、インターンシップ、現場で働く職員との対話の機会など、対象者の関心や就職活動の段階に応じ、人材確保の取組を切れ目なく進めなければならない。

人材の育成については、職員の主体的な学びと成長を支えるため、職務分野ごとに求められる知識、能力および技能を明確にし、研修、日々の業務および挑戦の機会を充実させていくことが重要である。また、上司との対話等を通じて、職員の能力、適性および希望するキャリアと組織の方向性を丁寧にすり合わせ、その結果を配置や登用および評価に生かし、職員の能力発揮と県民サービスの向上につなげていくことが求められる。

(3) 柔軟な働き方と仕事・生活の両立支援

働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、子の成長に応じた育児、介護、治療と仕事の両立、自己啓発その他の生活上の事情を抱える職員が、それぞれの状況に応じて柔軟で効率的な働き方を選択できる勤務環境を整備することは、職員の福祉の増進や公務能率、県民サービスの向上、多様で有為な人材の確保・定着を図る上で重要である。

テレワーク、早出遅出勤務およびフレックスタイム制の活用を一層促進するとともに、既存の休暇制度について職員への周知を徹底し、利用しやすい職場環境を整えることが求められる。

併せて、職員の様々な事情を踏まえ、休暇の内容や制度の名称を含む在り方について検討するとともに、国における制度の見直しを踏まえ、週休日の振替および休日の代休指定に係る取得単位についても検討を進めることが望まれる。

職場管理者は、制度の利用を希望する職員の意向を把握し、業務分担や勤務体制を適切に調整するとともに、制度の利用がキャリア形成上の不利益につながらないよう配慮しなければならない。また、休暇等の取得により他の特定の職員に業務が偏らないよう、代替体制や情報共有の確保を進め、職場全体でサポートし、全ての職員が安心して働ける職場環境を整えることが大切である。

(4) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供する上でも重要である。

心身の不調を予防し、早期に対応するため、職場管理者は、日頃のコミュニケーションを通じて職員の勤務状況や健康状態の変化を把握し、必要に応じて業務分担の見直しや専門的な相談につなげることが求められる。併せて、医師等による面接指導、ストレスチェック、相談支援および職場復帰支援を充実させ、職員が相談しやすい環境を整えていく必要がある。

特に、長時間勤務については、業務量や勤務体制を含む組織的な課題として捉え、その縮減と業務量の適正化に取り組まなければならない。併せて、長時間勤務職員への面接指導を確実に実施し、勤務状況等を継続的に把握するとともに、職員の心身の疲労回復に配慮することが求められる。また、熱中症の防止等、職場の安全衛生の確保も重要である。

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるとともに、職場や組織に対する信頼を損なう決して許されない行為である。「福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例」の趣旨を踏まえ、組織の責任として、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応および再発防止を一体的に進めなければならない。

ハラスメントを防止するためには、研修や相談窓口の整備だけでなく、日常の職場において、立場や経験の違いにかかわらず、互いの人格と意見を尊重する組織文化を形成する必要がある。職員同士が日頃から円滑なコミュニケーションを図り、疑問や懸念を率直に伝えることのできる職場環境を整えることが大切である。職場管理者は、自ら模範を示し、職員の声に真摯に耳を傾けるとともに、問題の兆候を見逃さず、早期に対応しなければならない。

また、職員一人ひとりがハラスメントに対する理解を深め、ハラスメントを見聞きした場合には放置せず、適切な相談や対応につなげるなど、職場全体で防止に取り組むことが肝要である。相談を受けた場合には、相談者の意向とプライバシーを尊重し、不利益な取扱いや孤立を防止するとともに、関係部署や相談窓口が連携し、事実関係の確認、行為者への指導、職場環境の改善等に適切につなげていく。

各任命権者においては、相談体制の整備、研修の充実、職場環境の改善および再発防止策の検証を通じて、ハラスメント防止対策の実効性を高め、これらの取組を着実に継続していかなければならない。

また、令和８年１０月１日から、企業や自治体など全ての事業主にカスタマーハラスメント対策が義務付けられている。行政サービスの利用者等からの意見や要望に真摯に対応することは重要である一方、社会通念上許容される範囲を超える要求や言動は、職員の勤務環境や行政サービスの円滑な提供に影響を及ぼすおそれがある。各任命権者においては、対応方針やマニュアルの整備・周知、職員への研修、相談・報告体制の充実を進めるとともに、必要に応じて弁護士等の専門家とも連携しながら、職員個人に対応を委ねることなく組織として適切に対応していく必要がある。

（６）超過勤務時間の縮減

各任命権者においては、超過勤務命令の上限時間の遵守を徹底するとともに、超過勤務の実態把握および要因分析を行い、具体的な縮減策を講ずる必要がある。特に、月１００時間等の上限を超える超過勤務の最小化に最優先で取り組まなければならない。

超過勤務を縮減するためには、業務量、職場風土、マネジメントおよび業務の進め方を複合的に検証することが重要である。幹部職員および職場管理者は、縮減に向けた明確な姿勢を示し、業務の優先順位付け、分担の見直しおよび進捗管理を適切に行わなければならない。超過勤務の縮減を職員個人の努力や効率化だけに委ねず、組織全体の責任として取り組むことが肝要である。

また、超過勤務の背景には、突発的な業務だけでなく、従来から継続している業務や手続が積み重なっている場合がある。これまでの取組による改善状況も踏まえつつ、慣例や前例にとられることなく、県民への影響にも留意しながら、業務の目的、必要性および実施方法を継続的に検証し、廃止、簡素化および集約化を進めなければならない。

こうした業務の見直しをより効果的に進めるため、AI等のデジタル技術を業務改善の有効な手段として活用することが考えられる。その際、既存の手続の電子化にとどまらず、業務の手順や役割分担を併せて見直し、職員の負担軽減と行政サービスの向上につなげる必要がある。

業務の見直しを行ってもなお恒常的な超過勤務が生じる場合には、業務量に応じて人員を適切かつ柔軟に配置するほか、必要な人員の速やかな確保に努めなければならない。繁忙部署や長時間勤務が恒常化している職場については、人事担当部局が状況を継続的に把握し、部局内における柔軟な人員配置、部局横断的な応援または業務の移管を含め、組織として必要な支援を行う必要がある。

（７）学校現場における教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教職員の確保も厳しい状況にある中、学校教育の質を維持・向上させるためには、教職員の勤務実態を的確に把握し、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を十分に確保できるよう、業務の適正化と負担軽減を着実に進める必要がある。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第６８号）が、働き方改革、組織的な学校運営および教員の処遇改善を一体的に進める趣旨であることを踏まえ、業務量の適切な管理と健康確保を着実に進める必要がある。また、学校種や職務によって異なる専門性や負担の実情、人材確保の状況を的確に把握し、採用、配置、育成および定着に関する取組に反映することが重要である。

教育委員会においては、時間外在校等時間が長い学校や、育児休業、病気休暇等により一時的に負担が高まっている学校の状況を丁寧に把握し、それぞれの実情に応じた人的支援や業務調整を行う必要がある。また、将来の教職員需要を見通しながら、教職の魅力発信や採用後の育成・定着支援を進め、必要な人材を安定的に確保することが求められる。

教職員が本来の教育活動に専念できるよう、学校や教職員が担う業務を精査し、役割分担を見直す必要がある。その際、学校運営支援員、教員業務支援員、部活動指導員等の外部人材を効果的に活用するとともに、学校事務を支援する人材や体制の在り方についても検討し、教職員が授業や児童生徒への指導・支援に力を注ぐことのできる環境につなげることが望まれる。また、学校で生じる法的課題や保護者等への対応については、スクールロイヤー等の専門家との連携を一層進め、トラブルの未然防止や早期解決につなげることが大切である。

さらに、部活動や校外活動等においては、児童生徒の安全を最優先とし、国の通知等を踏まえ、担当する教職員に負担や責任が集中しないよう、組織的に安全確保に取り組むことが求められる。

(8) キャリアの各段階における役割発揮

定年の段階的な引上げが進み、職員の年齢構成や働き方が変化する中、職員が年齢にかかわらず、能力、意欲、実績および担う役割に応じて力を発揮できる人事管理を進めなければならない。

各任命権者においては、職員一人ひとりの能力、適性、経験および希望するキャリアを丁寧に把握し、早い段階から自律的なキャリア設計と能力開発を支援することが求められる。また、適材適所の配置や新たな課題に挑戦する機会を通じて、職員が成長とやりがいを実感し、その能力を県政への貢献につなげられる環境を整えていくことが重要である。

また、高齢期職員については、これまで培ってきた知識、経験および専門性を生かし、能力や意欲に応じて活躍できる環境を整えることが求められる。各任命権者においては、職員一人ひとりの状況を踏まえ、適切な職務や役割について検討を進めることが望まれる。併せて、再任用職員の処遇については、国による月例給の改善や他の自治体の動向を踏まえ、職務や責任に応じた在り方を検討していくことが適当である。

職員一人ひとりが培ってきた経験や知見を組織内で共有・継承し、相互に能力を生かしながら、世代を超えて支え合う職場づくりを進めていくことが望まれる。

(9) 非常勤職員の適切な処遇

行政ニーズが多様化する中、臨時・非常勤職員は地方行政の重要な担い手であり、その能力を十分に発揮できる働きやすい環境を整備することが必要不可欠である。

各任命権者においては、非常勤職員の人材確保も厳しさを増す中、行政サービスの提供を支える人材を安定的に確保するという観点からも、適正な任用や勤務条件を確保するとともに、今後、処遇に関する法令等の改正が行われた場合には、その趣旨を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

(10) 公務員倫理の確保

県民の信頼を確保するためには、職員一人ひとりが、公務の意義や自らの仕事が県民生活に

果たす役割を理解し、県民全体の利益のために職務を遂行するという使命感と誇りを持つことが重要である。

公務員倫理は、法令や服務規律を守ることだけで完結するものではない。自らの仕事が誰のためにあり、県民生活や地域社会にどのような価値をもたらすのかを理解し、仕事への誇りと公共への奉仕の精神を持つことが、高い倫理観の基礎となる。

その上で、法令遵守と服務規律を徹底し、県民を第一に考え、中立・公正な立場で、専門性と客観的な根拠に基づき職務を遂行する必要がある。

各任命権者においては、法令や服務規律の周知にとどまらず、職員が公務の使命や仕事の意義について理解を深め、自発的に高い倫理観と責任感を持って職務に取り組むことができるよう、人材育成および職場づくりを進める必要がある。

（１１）組織力の強化

県政を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、部局や職種の枠を超えて知識や経験を結集し、組織全体として課題に対応する力を高めていかなければならない。

災害、感染症その他の突発的な事態や、一時的な業務量の増加に的確に対応するため、平時から部局横断的な連携・応援体制を整えるとともに、業務の優先順位や代替方法を確認し、業務継続体制の実効性を一層高めていかなければならない。また、特定の所属や職員に負担が集中しないよう、状況に応じた機動的な人員配置や業務の移管を行うなど、柔軟な組織運営に引き続き取り組む必要がある。

人事・勤務時間管理のデジタル化とデータの可視化を一層進め、職員の配置、業務量、勤務状況等を組織横断的に把握し、迅速かつ的確な組織運営につなげる必要がある。

さらに、組織的な課題解決や行政サービスの向上を図るため、生成 AI 等のデジタル技術を適切に活用していくことが重要である。その活用にあたっては、情報セキュリティ、個人情報の保護および正確性等に十分配慮し、安全性と信頼性を確保することが前提となる。

管理監督者は、組織の目標と業務の優先順位を明確に示し、職員が互いの役割を理解して協力できるよう調整するとともに、現場から寄せられる提案や課題を組織の意思決定や業務改善に反映させることが重要である。

併せて、不適切な事務処理や不祥事を未然に防止するため、業務上のリスクや誤りの兆候を早期に把握し、組織として速やかに確認・是正するとともに、発生した事案を再発防止や業務改善につなげていかなければならない。こうした取組を積み重ね、変化や課題に柔軟かつ的確に対応できる、活力ある強靱な組織づくりを進めていくべきである。

（１２）適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表（1）の適用を受ける医師および歯科医師に対する第 1 種初任給調整手当の支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

（イ）医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する第 1 種初任給調整手当の支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当について

（ア）令和 8 年 12 月期の支給割合

α 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.2625 月分から 0.025 月分引き上げ、1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.7125 月分から 0.025 月分引き上げ、0.7375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の 1.0625 月分から 0.025 月分引き上げ、1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.5125 月分から 0.025 月分引き上げ、0.5375 月分）とすること。

β 特定幹部職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.0625 月分から 0.025 月分引き上げ、1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.6125 月分から 0.025 月分引き上げ、0.6375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の

1.2625 月分から 0.025 月分引き上げ、1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.6125 月分から 0.025 月分引き上げ、0.6375 月分）とすること。

（イ）令和 9 年 6 月期以降の支給割合

α 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.2625 月分から 0.0125 月分引き上げ、1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.7125 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.725 月分）とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.0625 月分から 0.0125 月分引き上げ、1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.5125 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.525 月分）とすること。

β 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.0625 月分から 0.0125 月分引き上げ、1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.6125 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.625 月分）とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.2625 月分から 0.0125 月分引き上げ、1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.6125 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.625 月分）とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

（2）期末手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の 1.75 月分から 0.05 月分引き上げ、1.8 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.75 月分から 0.025 月分引き上げ、1.775 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当および勤勉手当について

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の0.9625月分から0.025月分引き上げ、0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を現行の0.8875月分から0.025月分引き上げ、0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の0.9625月分から0.0125月分引き上げ、0.975月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の0.8875月分から0.0125月分引き上げ、0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイならびに3の(2)のイおよびウについては、令和9年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	366,500	416,800	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	368,200	419,100	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	369,800	421,300	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	371,500	423,500	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	373,100	425,700	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	374,800	428,000	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	376,400	430,200	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	378,000	432,500	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	379,500	434,300	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	381,200	436,200		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	382,800	438,100		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	384,400	439,900		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	386,000	441,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	387,800	443,600		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	389,300	445,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	390,900	447,200		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	392,200	448,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	393,800	450,300		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	395,400	451,800		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	396,900	453,300		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	398,800	454,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	400,700	456,100		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	402,600	457,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	404,400	458,600		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	405,900	459,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	407,700	461,100		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	409,400	462,400		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	411,000	463,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	412,700	464,800		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	414,100	465,600		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	415,500	466,400		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	416,900	467,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	418,300	467,800		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	419,500	468,400		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	420,700	469,000		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	421,700	469,600		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	422,800	470,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	424,000	471,100		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	425,100	471,500		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	426,200	472,200		
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	426,900	472,700		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	427,600	473,100		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	428,200	473,500		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	428,900	473,900		
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	429,500	474,300		
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	430,100	474,600		
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	430,600	474,900		
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	431,000	475,200		
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	431,400	475,500		
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	431,600	475,800		
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	431,900	476,100		
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	432,200	476,400		
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	432,500	476,700		
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	432,800			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	433,100			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	433,400			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	433,600			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	433,900			
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	434,100			
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	434,400			
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	434,600			
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	434,900			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	435,200			
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	435,500			

	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	435,700			
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	436,000			
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	436,300			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	436,500			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	436,700			
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	437,000			
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	437,300			
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	437,500			
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	437,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	438,000			
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	438,300			
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	438,500			
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	438,700			
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	439,000			
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	439,300			
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	439,500			
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	439,700			
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500	408,700					
	87	275,800	315,600	366,900	409,100					
	88	276,100	315,900	367,300	409,500					
	89	276,400	316,200	367,500	409,800					
	90	276,700	316,500	367,900	410,300					
	91	277,000	316,800	368,300	410,700					
	92	277,300	317,100	368,700	411,100					
	93	277,600	317,300	368,900	411,400					
	94		317,500	369,200	411,900					
	95		317,800	369,600	412,300					
	96		318,200	369,900	412,700					
	97		318,400	370,200	413,000					
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級										
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円	標準給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300		
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600		
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900		
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200		
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400		
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000			
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300			
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500			
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700			
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100		78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000			
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600		79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300			
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100		80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500			
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400		81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700			
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100		82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000			
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700		83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300			
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300		84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500			
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700		85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700			
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400		86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900				
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100		87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300				
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700		88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700				
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100		89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000				
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800		90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400				
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500		91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800				
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200		92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200				
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600		93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500				
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100		94	328,700	351,500	378,300	414,900					
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700		95	329,600	352,700	379,800	415,400					
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300		96	330,400	353,900	381,200	415,900					
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900		97	331,100	355,100	382,500	416,300					
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600		98	331,900	356,400	383,700	416,800					
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100		99	332,700	357,600	384,800	417,300					
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600		100	333,500	358,800	386,000	417,700					
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100		101	334,400	360,200	387,100	418,000					
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400		102	335,400	361,100	388,200	418,400					
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700		103	336,400	362,100	389,300	418,800					
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100		104	337,300	363,200	390,400	419,100					
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400		105	338,100	364,300	391,600	419,400					
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600		106	338,700	365,400	392,100	419,900					
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900		107	339,300	366,400	392,700	420,400					
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100		108	339,900	367,400	393,300	420,900					
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400		109	340,400	368,600	393,900	421,200					
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600		110	340,900	369,600	394,400	421,700					
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800		111	341,300	370,600	394,800	422,200					
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000		112	341,800	371,500	395,300	422,700					
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400		113	342,600	372,400	395,700	423,000					
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200			114	343,200	373,300	396,100	423,500					
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500			115	343,900	374,200	396,600	424,000					
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700			116	344,500	375,200	397,100	424,500					
	49	304,900	312,90																	

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		円	円	円	円						
	1	223,000	270,400	403,000	479,200		77	315,800	396,200		
	2	225,400	271,800	404,500	481,000		78	316,500	397,600		
	3	227,800	273,200	406,000	482,800		79	317,200	399,000		
	4	230,100	274,600	407,500	484,600		80	317,800	400,300		
	5	232,300	276,000	409,000	486,300		81	318,400	401,600		
	6	234,700	277,200	410,400	488,000		82	319,000	403,000		
	7	236,900	278,400	411,900	489,900		83	319,700	404,300		
	8	239,100	279,600	413,300	491,700		84	320,400	405,600		
	9	241,300	280,900	414,600	493,400		85	321,100	406,700		
	10	243,500	282,000	416,000	495,000		86	321,900	408,100		
	11	245,700	283,100	417,500	496,700		87	322,600	409,400		
	12	248,000	284,300	419,000	498,200		88	323,200	410,700		
	13	250,200	285,600	420,300	499,700		89	323,900	411,900		
	14	252,300	287,300	421,800	501,000		90	324,700	413,200		
	15	254,400	289,000	423,300	502,400		91	325,400	414,300		
	16	256,500	290,700	424,800	503,700		92	326,200	415,500		
	17	258,600	292,400	426,200	504,900		93	326,700	416,700		
	18	260,400	294,400	427,800	505,500		94	327,400	417,800		
	19	262,100	296,600	429,400	506,100		95	328,100	419,000		
	20	263,800	298,900	430,900	506,800		96	328,800	420,200		
	21	265,500	301,100	432,100	507,400		97	329,400	421,600		
	22	266,800	303,300	433,500	508,100		98	330,000	422,600		
	23	268,100	305,600	434,900	508,800		99	330,800	423,600		
	24	269,300	307,800	436,200	509,500		100	331,500	424,600		
	25	270,500	309,900	437,800	510,100		101	332,300	425,500		
	26	271,700	311,800	439,200	510,800		102	333,100	426,500		
	27	272,900	313,700	440,500	511,500		103	334,000	427,600		
	28	274,100	315,500	441,900	512,200		104	334,800	428,700		
	29	275,200	317,400	443,300	512,800		105	335,400	429,400		
	30	276,200	319,300	444,600	513,500		106	336,200	430,300		
	31	277,300	321,100	446,100	514,200		107	337,000	431,200		
	32	278,300	322,800	447,600	514,900		108	337,800	432,100		
	33	279,400	324,500	449,200	515,500		109	338,400	432,900		
	34	280,500	326,300	450,600			110	338,800	433,700		
	35	281,700	328,000	452,200			111	339,100	434,500		
	36	283,000	329,700	453,700			112	339,600	435,300		
	37	284,200	331,400	455,400			113	340,100	435,900		
	38	285,300	333,200	456,900			114	340,500	436,600		
	39	286,500	335,000	458,500			115	340,900	437,300		
	40	287,600	336,700	460,100			116	341,300	438,000		
	41	288,900	338,100	461,600			117	341,800	438,600		
	42	289,900	340,000	463,100			118	342,300	439,100		
	43	290,900	341,800	464,300			119	342,700	439,400		
	44	291,800	343,500	465,500			120	343,200	439,700		
	45	292,400	345,300	466,700			121	343,700	440,000		
	46	293,200	347,200	468,000			122	344,100	440,300		
	47	294,000	348,900	469,200			123	344,500	440,600		
	48	294,800	350,700	470,400			124	345,000	440,800		
	49	295,500	352,500	471,500			125	345,500	441,000		
	50	296,300	354,300	472,700			126	345,800	441,300		
	51	297,000	356,000	473,900			127	346,100	441,600		
	52	297,800	357,700	475,100			128	346,400	441,800		
	53	298,600	359,400	476,300			129	346,600	442,000		
	54	299,400	360,800	477,500			130	346,900	442,300		
	55	300,100	362,200	478,700			131	347,200	442,600		
	56	300,900	363,700	479,900			132	347,400	442,800		
	57	301,600	365,300	481,000			133	347,600	443,000		
	58	302,200	366,900	481,600			134	347,800	443,300		
	59	303,000	368,400	482,100			135	348,000	443,600		
	60	303,800	370,000	482,600			136	348,300	443,800		
	61	304,500	371,600	483,100			137	348,600	444,000		
	62	305,100	373,200	483,700			138	348,800	444,300		
	63	305,900	374,800	484,200			139	349,100	444,600		
	64	306,500	376,300	484,700			140	349,400	444,800		
	65	307,500	377,900	485,200			141	349,600	445,000		
	66	308,300	379,500	485,800			142	349,800	445,300		
	67	309,000	381,100	486,300			143	350,100	445,600		
	68	309,700	382,600	486,800			144	350,300	445,800		
	69	310,400	384,100	487,300			145	350,600	446,000		
	70	311,100	385,700	487,900			146	350,800	446,300		
	71	311,800	387,100	488,400			147	351,100	446,600		
	72	312,500	388,600	488,900			148	351,400	446,800		
	73	313,200	390,100	489,400			149	351,600	447,000		
	74	313,900	391,700				150	351,800	447,300		
	75	314,600	393,300				151	352,100	447,600		
76	315,200	394,800				152	352,400	447,800			
						153	352,600	448,000			
						定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
							円	円	円	円	
							268,200	313,100	376,600	471,600	

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円を加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職 外 員		円	円	円	円
	1	223,000	244,500	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	402,100	482,000
	23	268,100	283,100	403,300	482,500
	24	269,300	284,300	404,400	483,000
	25	270,500	285,600	405,400	483,500
	26	271,600	287,300	406,500	484,000
	27	272,700	289,000	407,600	484,500
	28	273,800	290,700	408,700	485,000
	29	275,000	292,400	409,800	485,500
	30	276,100	294,400	411,000	486,000
	31	277,200	296,600	412,100	486,500
	32	278,200	298,900	413,200	487,000
	33	279,300	301,100	414,200	487,500
	34	280,300	303,300	415,300	
	35	281,300	305,600	416,500	
	36	282,400	307,800	417,700	
	37	283,600	309,900	418,800	
	38	284,500	311,800	420,100	
	39	285,500	313,700	421,200	
	40	286,600	315,500	422,300	
	41	287,800	317,400	423,400	
	42	288,900	319,300	424,700	
	43	290,000	321,100	425,700	
	44	291,100	322,800	426,800	
	45	292,000	324,500	428,000	
	46	292,800	326,300	429,200	
	47	293,600	328,000	430,400	
	48	294,400	329,700	431,600	
	49	295,000	331,400	432,700	
	50	295,800	333,200	433,700	
	51	296,500	335,000	435,000	
	52	297,200	336,700	436,200	
	53	298,000	338,100	437,400	
	54	298,800	340,000	438,500	
	55	299,400	341,800	439,600	
	56	300,100	343,500	440,700	
	57	300,800	345,300	441,700	
	58	301,600	347,200	442,900	
	59	302,400	348,900	444,100	
	60	303,000	350,700	445,300	
	61	303,600	352,500	445,900	
	62	304,300	354,300	446,700	
	63	305,000	356,000	447,400	
	64	305,500	357,700	447,900	
	65	306,200	359,400	448,200	
	66	306,900	360,800	448,500	
	67	307,500	362,200	448,900	
	68	308,100	363,700	449,300	
	69	308,800	365,300	449,600	
	70	309,500	366,800	450,000	
	71	310,100	368,300	450,300	
	72	310,800	369,800	450,600	
	73	311,300	371,200	450,900	
	74	312,000	372,800	451,200	
	75	312,700	374,300	451,500	
	76	313,200	375,700	451,800	
	77	313,800	377,100	452,000	
	78	314,500	378,600	452,300	
	79	315,100	380,100	452,600	
	80	315,700	381,700	452,800	
	81	316,200	383,000	453,000	
	82	316,800	384,300	453,300	
	83	317,400	385,600	453,600	
	84	318,000	386,800	453,800	
	85	318,400	387,900	454,000	
	86	318,800	389,100	454,300	
	87	319,300	390,100	454,600	
	88	319,800	391,200	454,800	
	89	320,200	392,200	455,000	
	90	320,600	393,300	455,300	
	91	321,000	394,400	455,600	
	92	321,400	395,400	455,800	
	93	321,700	396,500	456,000	
	94	322,100	397,600		
	95	322,500	398,600		
	96	322,800	399,700		
	97	323,100	400,700		
	98	323,500	401,700		
	99	323,800	402,600		
	100	324,100	403,500		
	101	324,500	404,300		
	102	324,800	405,300		
	103	325,100	406,100		
	104	325,400	407,000		
	105	325,600	407,800		
	106	325,900	408,700		
	107	326,200	409,600		
	108	326,400	410,500		
	109	326,600	411,300		
	110	326,800	412,300		
	111	327,100	413,200		
	112	327,400	414,100		
	113	327,600	414,700		
	114	327,800	415,600		
	115	328,000	416,500		
	116	328,300	417,400		
	117	328,600	418,200		
	118	328,800	418,900		
	119	329,100	419,700		
	120	329,400	420,500		
	121	329,600	421,100		
	122	329,800	421,800		
	123	330,000	422,500		
	124	330,300	423,100		
	125	330,600	423,700		
	126		424,400		
	127		424,900		
	128		425,500		
	129		426,100		
	130		426,700		
	131		427,200		
	132		427,700		
	133		428,000		
	134		428,300		
	135		428,500		
	136		428,800		
	137		429,100		
	138		429,400		
	139		429,700		
	140		430,000		
	141		430,300		
	142		430,600		
	143		430,900		
	144		431,200		
	145		431,400		
	146		431,700		
	147		432,000		
	148		432,200		
	149		432,400		
	150		432,700		
	151		433,000		
	152		433,200		
	153		433,400		
	154		433,700		
	155		434,000		
	156		434,200		
	157		434,400		
	158		434,700		
	159		435,000		
	160		435,200		
	161		435,400		
	162		435,700		
	163		436,000		
	164		436,200		
	165		436,400		
定年前 再任用 短時間 勤 務 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		259,100	310,000	370,000	460,300

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員	1	205,800	257,000	350,800	402,100	489,100
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	497,000
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	504,900
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	512,700
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	519,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	524,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	528,900
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	531,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	534,400
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	536,400
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	
	45	278,100	335,200	403,200	463,000	
	46	279,400	335,700	404,200	463,800	
	47	280,700	336,200	405,000	464,700	
	48	281,900	336,600	405,700	465,600	
	49	283,100	337,000	406,400	466,400	
	50	284,200	337,400	407,100	467,200	
	51	285,300	337,800	407,700	467,800	
	52	286,400	338,300	408,300	468,600	
	53	287,400	338,700	408,900	469,000	
	54	288,500	339,100	409,600	469,600	
	55	289,500	339,500	410,400	470,100	
	56	290,500	339,900	411,200	470,600	
	57	291,500	340,300	411,800	471,100	
	58	292,200	340,600	412,600	471,700	
	59	292,700	341,000	413,300	472,200	
	60	293,300	341,400	414,000	472,700	

	61	293,900	341,800	414,600	473,200	
	62	294,500	342,300	415,300	473,800	
	63	295,100	342,900	415,900	474,300	
	64	295,700	343,400	416,600	474,800	
	65	296,300	343,800	417,300	475,300	
	66	296,800	344,400	417,900	475,900	
	67	297,400	344,900	418,500	476,400	
	68	297,900	345,500	419,200	476,900	
	69	298,500	346,000	419,900	477,400	
	70	299,200	346,500	420,400	478,000	
	71	299,800	346,900	421,000	478,500	
	72	300,400	347,500	421,600	479,000	
	73	301,100	348,000	422,100	479,500	
	74	301,700	348,500	422,700		
	75	302,300	349,100	423,300		
	76	303,000	349,800	423,800		
	77	303,700	350,400	424,300		
	78	304,400	350,800	424,800		
	79	305,100	351,500	425,300		
	80	305,600	352,200	426,000		
	81	306,200	352,800	426,400		
	82	306,900	353,500			
	83	307,600	354,100			
	84	308,200	354,700			
	85	308,700	355,200			
	86	309,400	355,700			
	87	310,100	356,100			
	88	310,700	356,400			
	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	432,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究
または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	615,500
	9	340,500	449,000	501,300	619,100
	10	344,000	450,600	503,000	622,700
	11	347,500	452,200	504,800	626,300
	12	351,000	453,800	506,600	629,900
	13	354,500	455,400	508,400	633,500
	14	358,000	456,900	510,100	636,500
	15	361,500	458,400	511,900	639,000
	16	365,000	459,800	513,700	641,300
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	

	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員 以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	435,900	
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	436,200	
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	436,500	
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	436,700	
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	437,000	
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	437,300	
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	437,600	
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	437,800	
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	438,100	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	438,400	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	438,700	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	438,900	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		
	78	274,300	310,800	348,600	370,700			
	79	274,600	311,000	349,000	370,900			
	80	274,800	311,300	349,500	371,200			
	81	275,000	311,600	350,000	371,700			
	82	275,300	311,800	350,300	372,000			
	83	275,600	312,100	350,500	372,300			
	84	275,800	312,400	350,800	372,600			
	85	276,000	312,600	351,200	373,000			
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			
	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前 再任用 短時間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区 分	職務の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 職 外 の 員	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	462,000	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	462,300	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	462,600	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	463,000	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	463,400	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	463,700	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	464,000	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	464,400	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300		

		85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700		
		86	306,200	333,100	371,800	391,500			
		87	306,700	334,100	372,600	392,100			
		88	307,200	335,100	373,400	392,600			
		89	307,600	336,000	374,000	392,900			
		90	308,100	337,000	374,600	393,400			
		91	308,600	338,000	375,200	393,700			
		92	309,100	339,000	375,800	394,000			
		93	309,600	339,800	376,200	394,600			
		94	309,900	340,500	376,600	395,100			
		95	310,400	341,200	377,100	395,600			
		96	310,900	341,800	377,500	396,100			
		97	311,400	342,200	378,000	396,700			
		98	311,900	342,500	378,400	397,200			
		99	312,300	343,000	378,900	397,700			
		100	312,700	343,600	379,300	398,100			
		101	313,100	344,000	379,600	398,700			
		102	313,500	344,500	380,100	399,200			
		103	313,900	345,100	380,400	399,700			
		104	314,200	345,600	380,700	400,200			
		105	314,500	346,000	381,100	400,800			
		106	314,900	346,500	381,600	401,200			
		107	315,300	347,000	382,100	401,700			
		108	315,600	347,500	382,600	402,200			
		109	315,800	347,900	383,100	402,800			
		110	316,100	348,200	383,600				
		111	316,300	348,500	384,100				
		112	316,600	348,800	384,500				
		113	316,900	349,100	384,900				
		114	317,100	349,500	385,300				
		115	317,400	349,800	385,800				
		116	317,600	350,100	386,300				
		117	317,900	350,300	386,700				
		118	318,100	350,600	387,200				
		119	318,400	350,900	387,700				
		120	318,700	351,100	388,200				
		121	319,000	351,300	388,500				
		122	319,300	351,600					
		123	319,600	351,900					
		124	319,900	352,200					
		125	320,100	352,400					
		126	320,300	352,700					
		127	320,600	353,000					
		128	321,000	353,200					
		129	321,200	353,400					
		130	321,500	353,600					
		131	321,800	353,900					
		132	322,200	354,100					
		133	322,400	354,400					
		134	322,700	354,800					
		135	323,000	355,200					
		136	323,300	355,600					
		137	323,500	355,900					
		138	323,800	356,300					
		139	324,100	356,700					
		140	324,400	357,100					
		141	324,600	357,400					
		142	324,900	357,800					
		143	325,300	358,100					
		144	325,600	358,500					
		145	325,800	358,800					
		146	326,000	359,200					
		147	326,300	359,600					
		148	326,600	360,000					
		149	326,800	360,300					
		150	327,000	360,700					
		151	327,300	361,100					
		152	327,600	361,500					
		153	328,000	361,800					
		154	328,200						
		155	328,400						
		156	328,700						
		157	329,000						
		158	329,300						
		159	329,600						
		160	329,900						
		161	330,300						
		162	330,600						
		163	330,900						
		164	331,200						
		165	331,600						
		166	331,900						
		167	332,200						
		168	332,500						
		169	332,900						
定年前 再任用 短時間 勤 務 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第3

特定任期付職員

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

令和8年職員給与実態調査の概要	27
第1表 部局別、給料表別職員構成	28
第2表 給料表別人員の推移	28
第3表 給料表別、学歴別職員構成	29
第4表 平均給与月額の前年比較	29
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	30
第6表 給料表別、級別平均経験年数	40
第7表 給料表別年齢構成	41
第8表 扶養手当の支給状況	42
第9表 職員の通勤状況	42
第10表 単身赴任手当の支給状況	44
第11表 住居手当の支給状況	44

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	45
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	46
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	46
第14表 職種別給与額等	47
第15表 民間における初任給の改定状況	50
第16表 民間における賞与の配分状況	50
第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	50

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	51
第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	51

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	52
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和８年職員給与実態調査の概要

（１）調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第８条第１項の規定に基づき、令和８年４月１日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

（２）調査の範囲

令和８年４月１日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

（３）調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

（４）調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,543	25	11	12	250	5	4	73	31	167	66	268	3,455
警察職												1,750	1,750
教育職(1)								1,177	631				1,808
教育職(2)										2,672	1,539		4,211
研究職	236				29							24	289
医療職(1)	167												167
医療職(2)	285									1			286
医療職(3)	832											2	834
福祉職	22												22
合計	4,085	25	11	12	279	5	4	1,250	662	2,840	1,605	2,044	12,822

(単位：人)

(注) 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」附則第22項により給料月額が決定される職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表 \ 年月		H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
行政職	職員数	3,443	3,459	3,411	3,404	3,426	3,425	3,481	3,447	3,449	3,455
	指数	99.7	100.1	98.7	98.5	99.2	99.1	100.8	99.8	99.8	100.0
警察職	職員数	1,730	1,730	1,731	1,734	1,745	1,733	1,729	1,718	1,723	1,750
	指数	98.9	98.9	98.9	99.1	99.7	99.0	98.8	98.2	98.5	100.0
教育職(1)	職員数	2,134	2,100	2,063	2,020	1,953	1,942	1,914	1,862	1,840	1,808
	指数	118.0	116.2	114.1	111.7	108.0	107.4	105.9	103.0	101.8	100.0
教育職(2)	職員数	4,559	4,538	4,483	4,454	4,393	4,353	4,299	4,248	4,219	4,211
	指数	108.3	107.8	106.5	105.8	104.3	103.4	102.1	100.9	100.2	100.0
研究職	職員数	283	283	282	292	298	297	306	295	291	289
	指数	97.9	97.9	97.6	101.0	103.1	102.8	105.9	102.1	100.7	100.0
医療職(1)	職員数	152	153	148	152	155	160	156	165	163	167
	指数	91.0	91.6	88.6	91.0	92.8	95.8	93.4	98.8	97.6	100.0
医療職(2)	職員数	272	270	260	256	266	267	272	288	288	286
	指数	95.1	94.4	90.9	89.5	93.0	93.4	95.1	100.7	100.7	100.0
医療職(3)	職員数	839	816	796	788	794	786	798	817	832	834
	指数	100.6	97.8	95.4	94.5	95.2	94.2	95.7	98.0	99.8	100.0
福祉職	職員数	21	21	20	21	20	18	20	21	22	22
	指数	95.5	95.5	90.9	95.5	90.9	81.8	90.9	95.5	100.0	100.0
合計	職員数	13,433	13,370	13,194	13,121	13,050	12,981	12,975	12,861	12,827	12,822
	指数	104.8	104.3	102.9	102.3	101.8	101.2	101.2	100.3	100.0	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人 比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
	比率		比率		比率		比率		比率		男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,764	80.0	302	8.7	387	11.2	2	0.1	3,455	(100.0)	2,140	61.9	1,315	38.1
警察職	1,133	64.7	22	1.3	595	34.0	0	0.0	1,750	(100.0)	1,529	87.4	221	12.6
教育職(1)	1,678	92.8	54	3.0	75	4.1	1	0.1	1,808	(100.0)	948	52.4	860	47.6
教育職(2)	4,149	98.5	61	1.4	1	0.0	0	0.0	4,211	(100.0)	1,820	43.2	2,391	56.8
研究職	281	97.2	7	2.4	1	0.3	0	0.0	289	(100.0)	210	72.7	79	27.3
医療職(1)	167	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	167	(100.0)	137	82.0	30	18.0
医療職(2)	230	80.4	56	19.6	0	0.0	0	0.0	286	(100.0)	111	38.8	175	61.2
医療職(3)	300	36.0	516	61.9	18	2.2	0	0.0	834	(100.0)	109	13.1	725	86.9
福祉職	16	72.7	6	27.3	0	0.0	0	0.0	22	(100.0)	2	9.1	20	90.9
合計	10,718	83.6	1,024	8.0	1,077	8.4	3	0.0	12,822	(100.0)	7,006	54.6	5,816	45.4

(注)「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	令和8年(A) (円)				令和7年(B) (円)				比 率 (A)／(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	344,680	9,423	4,323	358,426	334,603	8,932	4,204	347,739	103.0	105.5	102.8	103.1
警察職	351,790	14,258	3,928	369,976	338,829	13,169	3,544	355,542	103.8	108.3	110.8	104.1
教育職(1)	412,749	10,241	4,252	427,241	397,762	9,655	4,094	411,511	103.8	106.1	103.9	103.8
教育職(2)	388,740	7,691	4,015	400,446	374,034	7,113	3,864	385,011	103.9	108.1	103.9	104.0
研究職	370,765	9,268	3,907	383,941	358,739	8,055	3,758	370,553	103.4	115.1	104.0	103.6
医療職(1)	524,546	14,144	88,065	626,755	507,281	14,433	85,281	606,995	103.4	98.0	103.3	103.3
医療職(2)	346,571	8,794	3,591	358,955	332,498	7,984	3,439	343,921	104.2	110.1	104.4	104.4
医療職(3)	338,326	6,065	3,450	347,842	326,911	5,264	3,330	335,505	103.5	115.2	103.6	103.7
福祉職	356,441	3,773	3,602	363,816	338,641	2,841	3,415	344,897	105.3	132.8	105.5	105.5
合 計	372,299	9,445	5,165	386,909	359,403	8,787	4,933	373,123	103.6	107.5	104.7	103.7

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」はそれぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号 級	給 料 表	
2	76	1	5	3	70	13	12	2	70	9	7	1	6	4	4	1	5	4	2	1						1				1		行
7	30	11	9	2	8	1	3	1	3	1	2																				2	
26	22	14	30	20	19	22	18	15	18	12	17	17	16	20	14	9	12	7	4	3	12	6	2	2	4	2	2		1	3		
10	4	10	9	6	10	12	15	14	14	9	19	8	14	16	10	12	9	18	8	8	8	13	9	9	6	9	9	4	5	4		
1			4	3		2		1	2	4	3	1	5	5	5	11	10	9	12	10	19	14	14	12	19	12	11	12	12	5		
												1	1	2	6	16	7	34	14	17	11	23	6	14	13	15	13	13	10	6		政
														1								2									7	
																															8	
																															9	職
																															計	
4	2	1	2	2	1	2		1	3			1		2		1														1		
1	34	2	6	1	22	3	6	3	13	4	7	1	13	3	9	3	6	3	6	5	7		2							2		
	10	1	10	1	9		7		7	4	17	6	20	4	14	4	21	3	8	9	13	4	10	2	16	4	4	2	7	3		警
	3	2	3	1	5	2	7	7	14	4	5	4	18	3	9	5	18	7	14	8	17	5	12	8	7	4	9	6	15	4		
1	3		1			7	9	5	5	2	7	7	3	4	5	3	4	3	5	5	5	5	6	5	5	4	3	5	7	5		
								1	1				3				1	1	1	2	3	1	2	1		2	1	1	2	6		察
										3		12	1			4	1		2	1		1	1	1		1			1	7		
5							3	2					1	2																8		
																														9		職
																															計	
1	1					1			1			1	1	1				1		1			1		1					1		
3	8	4	15	2	13	5	10	5	10	3	12	4	11	3	4	4	11	7	14	5	7	8	14	3	15	7	20	11	11	2		
												1	9		4	4	5	1	2	2	3	1	6	1	1				1	3		(1)
																														4		
																															計	
																														1		
6	75	4	34	8	63	5	34	1	62	10	40	4	52	9	47	10	56	10	54	6	53	9	46	12	63	17	58	10	45	2		教育職
																					1			1	1					3		
																														4		(2)
																															計	

給料表	号給級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
行政	1																					1									
	2																														
	3		1		1	1		2	1					1	1										1		1	2	1		
	4	2	1	3		3	1		2	2	3		3	4	3	2	6	3	3	3	4	5	2	3	2	1	6	3	2	1	4
政	5	11	9	17	14	11	12	17	15	21	14	13	14	7	18	12	19	17	12	16	17	19	19	19	22	278					
	6	17	6	8	12	8	6	5	5	6	1	4	1	1		1		2				17									
	7																														
	8																														
職	9																														
	計																														
警察	1																														
	2						1																								
	3	2	4	2	2	4	6	1	4	4	7		1		1	2	4		1	1	3	2		1				1	4		
	4	6	14	4	11	5	4	5	4	6	7	3	5	5	3	4	3	4	2	1	1	3	2	3	5	2	2	5	1		1
察	5	8	4	8	8	9	7	7	5	5	5	4	3	2	6	6	5	6	6	4	5	3	3	4	2	1	3	2	1	2	
	6	3	1	1		1	1	5	3	5	6	7	3	2	3	2	2	1	5	2	3	2	6	5	4	18					
	7			1	1	2		2		1				3																	
	8																														
職	9																														
	計																														
教育	1			1	1	1				1	1	1			1	1									1		1	1	1		
	2	6	12	7	14	7	15	9	18	19	12	6	7	10	12	13	8	9	11	11	7	14	11	14	5	14	10	18	8	18	9
	3		3	1			1																								
	4																														
(1)	計																														
教育職	1																														
	2	4	46	15	36	10	39	16	43	11	44	13	32	14	36	26	32	30	24	28	29	31	19	20	36	20	28	27	26	25	22
	3	2	31	6	6	4	25	15	27	5	25	2	19	7	10	11	7	12	1	5	2	5	3	2		1	3	1	1		
	4																														
(2)	計																														

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号給 級	給料表
																														1	行政職
																												1		2	
	1					1			1		1			1		1		6												3	
2	3	3		4	1	10																								4	
																														5	
																														6	
																														7	
																														8	
																														9	
																										計					
																														1	警察職
																														2	
	2	1		1		1	1	3	1		1					2			1	1									1	3	
3	2			3	4	3	1	1	3	2	1	2	2	2	1	4	2	1	1	6	2	1		3	2	1	1	3	1	4	
4		38																												5	
																														6	
																														7	
																														8	
																														9	
																										計					
									1				2		1		2	1			1		1		1					1	教育職 (1)
8	7	8	13	8	6	10	5	13	11	8	8	11	9	12	4	9	7	12	3	11	6	11	7	11	6	15	5	15	15	2	
																														3	
																														4	
																										計					
																														1	教育職 (2)
23	25	24	24	19	16	26	12	33	12	20	9	20	14	13	13	17	8	18	21	36	24	25	13	21	20	11	15	27	14	2	
																														3	
																														4	
																										計					

給料表	等級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150																		
行政職	1																																																
	2					2																																											
	3																																																
	4																																																
	5																																																
	6																																																
	7																																																
	8																																																
	9																																																
	計																																																
警察職	1																																																
	2																																																
	3	1				1			1					1																																			
	4		4			2	12																																										
	5																																																
	6																																																
	7																																																
	8																																																
	9																																																
	計																																																
教育職(1)	1																																																
	2	16	9	19	5	18	10	13	7	18	4	15	10	17	8	11	9	20	16	10	14	18	21	13	17	14	25	19	35	27	56																		
	3																																																
	4																																																
	計																																																
教育職(2)	1																																																
	2	15	17	24	13	15	17	18	8	24	15	28	20	23	16	25	23	18	22	24	18	24	20	23	10	24	9	23	16	29	17																		
	3																																																
	4																																																
	計																																																

(単位：人)

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用等
																			441	241,945	1	行政職	
																			538	269,399	2		1
																			695	313,394	3		83
																			472	373,748	4		8
																			861	404,885	5		62
																			317	420,911	6		1
																			43	445,947	7		
																			66	482,358	8		
																			22	544,200	9		
																			3,455	344,680	計		155
																			215	260,148	1	警察職	
																			269	292,175	2		1
																			342	317,874	3		2
																			440	371,253	4		10
																			303	421,844	5		7
																			114	438,875	6		
																			39	453,097	7		
																			17	470,253	8		
																			11	502,336	9		10
																			1,750	351,790	計		30
																			35	319,488	1	教育職 (1)	5
17	38	81																	1,690	411,222	2		225
																			46	473,570	3		
																			37	495,084	4		
																			1,808	412,749	計		230
																					1	教育職 (2)	
26	16	23	27	33	42	35	41	35	32	30	30	11	25	56					3,734	379,909	2		353
																			241	446,112	3		
																			236	458,889	4		
																			4,211	388,740	計		353

(注)1 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

(注)2 「再任用等」には暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の給与に関する条例」附則第22項により給料月額が決定される職員を含む。

給料表	号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
研究職	1																														
	2				4			8	2	3		5	3		4	2				12		2		3	1	2		5	2	3	
	3				3	2	2	1		3	1	2	5	4	3	3		2		1	2	5		2	1	3	3	4	2	2	
	4																													1	
	5					2	3																								
	計																														
医療職 (1)	1	5			2																1										
	2	3			21																										
	3	4			14		4				5	1			3	2		1	5	1	2	1	3				2	1		2	
	4				20	9	6	4	3	8	4	4	2	6																	
	計																														
医療職 (2)	1																														
	2						1	4				7				4	1		1	5				2	6	2		1	10	2	3
	3									1						5		1	1	4	2		1	6		1	1	2	2	3	
	4																					1		1	2	3		2	1	1	
	5																			1	1	3	6	4	4	4	4	5	4	4	
	6																							1							
	7											1	1	1																	
	計																														
医療職 (3)	1																														
	2																														
	3								3	5	3	5	2	8	5	6	2	8	8	5	6	9	5	10	7	3	7	6	4	3	
	4	1										2	1	1	1		1	1		1		2	1	1	3	3	2	5	2	1	
	5											2		2	4	4	1	5	4	5	2	4	4	2	3	1	3	8	3	1	8
	6																														
	7																				1										
	計																														
福祉職	1																				1				1				2		
	2																	1												1	
	3																														
	4																		1												
	5																														
	6																														
	計																														

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号 給 料 表	
																														1	研究職
1	4	3	1		3		1		3	1	1											1	1							2	
1	1		3	2	2	4	2	2	1	1	2	3	1		2	4	2	1	3		1	1		2	2	3	2	1		3	
11				1	2	1		9	2			3	1	2		3				1	1	2								4	
																														5	
																														計	
																														1	医療職 (1)
																														2	
2	4	1			2				1				1									1	1	1						3	
																														4	
																														計	
																														1	医療職 (2)
1	1					1							1					1												2	
2	4	1			2						1			1																3	
2	1	1	6	1	5	1	2	3	1	2	1																			4	
8	1	3	4	3	3	1	2	1	2	3	1	2		3	1	1	1	2			1			3	3	1	1	2	2	5	
4				4			1		1	1		1	1	1						1										6	
																														計	
																														1	医療職 (3)
																														2	
2	5	3	3	7	3	4	1	2	1		2	1	1	1	1						1		1							3	
1	2	2		1	5	1	3			1	3	1	1	1	2	2	1	1	1	1			1				4			4	
2	5		7	5	6	3	8	7	3	8	3	6	11	1	3	2	6	4	4	7	6	2	4	5	3	1	6	7	4	5	
1	7		1							1						1														6	
																														計	
	1																													1	福祉職
	1																1								1					2	
						1	1	2																						3	
												1						1		1							1			4	
																														5	
																														6	
																														計	

給料表	給 料 表 級	号給																														
		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
研究職	1																															
	2				1																											
	3	1	1	1	1	2	2			1		2	2	1			1	2			1	1	38									
	4																															
	5																															
	計																															
医療職 (1)	1																															
	2																															
	3				1									3																		
	4																															
	計																															
医療職 (2)	1																															
	2																															
	3				1																											
	4													1																		
	5	2	1		1		1			1	1		2	2	2		1	24														
	6																															
	7																															
	計																															
医療職 (3)	1																															
	2																															
	3				1																											
	4	1						1	1		1	1	1		1						1											
	5	5	4	4	1	2	3	5	1	2	3	5	1	5	7	1	4	2		1	2	3	1	4	4	53						
	6																															
	7																															
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4																			1			1			1						
	5																															
	6																															
	計																															

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ～	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用等
																						1		
																				82	291,821	2	研	
																				162	388,948	3	究	12
																				40	441,333	4	職	
																				5	511,800	5		
																				289	370,765	計		12
																				8	314,750	1	医	
																				24	428,717	2	療	
																				69	508,765	3	職	
																				66	601,321	4	(1)	
																				167	524,546	計		
																						1		
																				54	265,702	2	医	
																				42	297,990	3	療	6
																				38	334,118	4	職	
																				133	387,355	5		4
																				16	419,163	6	(2)	
																				3	444,800	7		
																				286	346,571	計		10
																						1		
		1		26		3		40		4		36	2	7	2	26	7	9	98	261	281,276	2	医	
																				160	310,417	3	療	4
																				73	343,127	4	職	
																				328	392,729	5		4
																				11	432,718	6	(3)	
																				1	461,200	7		
																				834	338,326	計		8
																				5	269,680	1	福	
																				5	328,900	2	社	
																				4	365,500	3	職	
																				8	423,350	4		
																						5		
																						6		
																				22	356,441	計		

(注)1 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

(注)2 「再任用等」には暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」附則第22項により給料月額が決定される職員を含む。

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.3	6.9	13.8	22.3	29.4	31.3	32.5	34.6	32.6	19.6
	女	2.8	7.2	14.4	23.1	30.4	33.1	34.2	34.3	35.8	17.8
	計	2.5	7.0	14.0	22.6	29.7	31.8	32.9	34.6	33.5	18.9
警察職	男	2.3	6.5	13.4	19.5	25.7	27.1	30.9	31.4	34.9	16.8
	女	2.5	7.4	13.5	20.5	24.5	28.3	31.0	0.0	0.0	12.4
	計	2.3	6.7	13.4	19.5	25.6	27.2	30.9	31.4	34.9	16.3
教育職(1)	男	12.5	20.5	30.9	34.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1
	女	13.7	21.2	30.6	34.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.4
	計	12.9	20.9	30.8	34.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.2
教育職(2)	男	0.0	14.8	30.1	35.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9
	女	0.0	16.7	30.5	36.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9
	計	0.0	16.0	30.2	35.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9
研究職	男	0.0	5.4	20.9	33.1	36.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.2
	女	0.0	4.6	18.3	32.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.7
	計	0.0	5.1	20.3	32.9	36.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0
医療職(1)	男	2.8	7.6	18.9	32.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.5
	女	2.3	7.4	17.1	30.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.1
	計	2.6	7.6	18.6	32.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7
医療職(2)	男	0.0	4.9	9.4	15.1	22.4	32.1	33.5	0.0	0.0	17.3
	女	0.0	4.1	11.1	14.5	23.1	32.4	36.0	0.0	0.0	17.0
	計	0.0	4.4	10.4	14.8	22.8	32.3	34.3	0.0	0.0	17.1
医療職(3)	男	0.0	4.1	11.6	15.8	22.4	0.0	0.0	0.0	0.0	13.8
	女	0.0	4.3	11.3	17.4	25.6	35.6	37.0	0.0	0.0	15.7
	計	0.0	4.3	11.4	17.2	25.2	35.6	37.0	0.0	0.0	15.5
福祉職	男	2.0	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
	女	2.0	11.2	17.0	25.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.9
	計	2.0	11.2	16.8	25.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
行政職	男	10	137	241	250	292	249	278	317	365	1	2,140
	女	7	123	201	191	143	137	174	175	164		1,315
	計	17	260	442	441	435	386	452	492	529	1	3,455
警察職	男	35	131	195	229	232	259	193	155	100		1,529
	女	12	34	53	29	41	20	17	13	2		221
	計	47	165	248	258	273	279	210	168	102		1,750
教育職(1)	男		35	90	98	115	118	140	153	199		948
	女		35	85	73	100	91	121	194	161		860
	計		70	175	171	215	209	261	347	360		1,808
教育職(2)	男		125	235	297	227	217	210	215	294		1,820
	女		185	329	344	307	258	318	332	318		2,391
	計		310	564	641	534	475	528	547	612		4,211
研究職	男		11	24	29	31	28	20	28	38	1	210
	女		9	16	7	16	12	2	11	6		79
	計		20	40	36	47	40	22	39	44	1	289
医療職(1)	男		1	8	18	20	21	17	13	23	16	137
	女		1	4	5	2	10	1	4	1	2	30
	計		2	12	23	22	31	18	17	24	18	167
医療職(2)	男		4	9	21	27	20	9	11	10		111
	女		8	27	22	33	37	16	15	17		175
	計		12	36	43	60	57	25	26	27		286
医療職(3)	男		9	17	27	16	17	18	2	3		109
	女		98	129	106	75	107	96	65	49		725
	計		107	146	133	91	124	114	67	52		834
福祉職	男		1			1						2
	女		3	2	2	5	2	2	4			20
	計		4	2	2	6	2	2	4			22
合 計	男	45	454	819	969	961	929	885	894	1,032	18	7,006
	女	19	496	846	779	722	674	747	813	718	2	5,816
	計	64	950	1,665	1,748	1,683	1,603	1,632	1,707	1,750	20	12,822

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

区 分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人	1,479	245
2 人	1,912	285
3 人	1,062	402
4 人	230	160
5 人	33	26
6 人以上	5	1
計	4,721	1,119

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	福祉職	全給料表
平均扶養 親族数	0.7	1.2	0.8	0.6	0.8	1.4	0.7	0.4	0.3	0.7

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

（単位：人）

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自 転 車	原 動 機 付 自 転 車 等	自 動 車	小 計 (B)		
知事部局	4,085	522	157	5	2,266	2,428	204	3,154
各種委員会	336	68	13	0	181	194	35	297
県立学校	1,912	11	7	0	1,699	1,706	7	1,724
小・中学校	4,445	8	8	1	3,763	3,772	5	3,785
警察本部	2,044	144	40	4	1,397	1,441	43	1,628
計	12,822	753	225	10	9,306	9,541	294	10,588

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位:人)

区分(km)		局 部 局	知事 部 局	各 種 委 員 会	県立 学 校	小・中 学 校	警察 本 部	計	
距	2以上 3未満	自転車	102	10	2	5	19	138	
		原動機付自転車	2				1	3	
		自動車	191	17	97	338	116	759	
	3 ～ 4	自転車	35	2	2	1	15	55	
		原動機付自転車	2				3	5	
		自動車	229	14	109	347	144	843	
	4 ～ 5	自転車	14	1	2		2	19	
		原動機付自転車							
		自動車	156	16	127	372	114	785	
	5 ～ 6	自転車	3				1	4	
		原動機付自転車							
		自動車	119	9	115	332	99	674	
段	6 ～ 8	自転車	2			1	1	4	
		原動機付自転車							
		自動車	229	14	175	521	156	1,095	
	8 ～ 10	自転車							
		原動機付自転車							
		自動車	182	16	142	407	129	876	
	10 ～ 12	自転車							
		原動機付自転車							
		自動車	152	17	147	331	110	757	
	12 ～ 14	自転車	1		1	1	1	4	
		原動機付自転車							
		自動車	112	7	109	254	83	565	
階	14 ～ 16	自転車							
		原動機付自転車							
		自動車	122	13	110	245	54	544	
	16 ～ 18	自転車							
		原動機付自転車							
		自動車	110	10	94	143	49	406	
	18 ～ 20	自転車							
		原動機付自転車							
		自動車	94	8	71	104	53	330	
	20 ～ 22	自転車							
		原動機付自転車							
		自動車	79	11	81	100	28	299	
22 ～ 24	自転車					1	1		
	原動機付自転車								
	自動車	65	3	49	59	30	206		
24 ～ 26	自転車								
	原動機付自転車	1						1	
	自動車	52	6	41	51	74	224		
26 ～ 28	自転車								
	原動機付自転車								
	自動車	51	4	52	40	38	185		
28 ～ 30	自転車								
	原動機付自転車				1			1	
		自動車	59	5	44	49	21	178	

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30 ～ 32	47	4	30	20	17	118
32 ～ 34	38	1	21	16	12	88
34 ～ 36	28	1	15	6	7	57
36 ～ 38	15	1	8	8	14	46
38 ～ 40	14	1	11	2	6	34
40 ～ 42	15	1	6	5	10	37
42 ～ 44	24	1	14	4	8	51
44 ～ 46	18	1	11	2	2	34
46 ～ 48	9		7		2	18
48 ～ 50	9		4	1	2	16
50 ～ 52	3			1	3	7
52 ～ 54	3				3	6
54 ～ 56	5		1		2	8
56 ～ 58	6		1	1	2	10
58 ～ 60	6					6
60 ～	24		7	4	9	44
計	157	13	7	8	40	225
	5			1	4	10
	2,266	181	1,699	3,763	1,397	9,306

第 10 表 単身赴任手当の支給状況

(単位：受給者数 人 手当額 円)

区分 (km)	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
	100未満	100以上 300未満	300以上 500未満	500以上 700未満	700以上 900未満	900以上 1100未満	1100以上 1300未満	1300以上 1500未満	1500以上 2000未満	2000以上 2500未満	2500以上		
行政職	10	25		11								46	40,087
警察職	99	10		2								111	31,153
教育職(1)	1	1										2	34,000
教育職(2)													
研究職													
医療職(1)	4											4	30,000
医療職(2)		1										1	38,000
医療職(3)													
福祉職													
受給者	114	37	0	13	0	0	0	0	0	0	0	164	33,707

第 11 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人 手当額 円)

区分 給料表	受 給 者 数	(内 訳)				借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			小 計	
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 28,000円未満の 受給者	手当額 28,000円の 受給者		
行政職	612	3	358	251	612	25,486
警察職	265		149	116	265	24,952
教育職(1)	322	2	177	143	322	25,678
教育職(2)	789	3	476	310	789	25,284
研究職	88		57	31	88	25,318
医療職(1)	45		10	35	45	27,178
医療職(2)	58		36	22	58	25,374
医療職(3)	182		104	78	182	25,840
福祉職	3		2	1	3	22,500
計	2,364	8	1,369	987	2,364	25,431

配偶者の居住する借家・借間	受給者数	受給者一人当たり平均手当額
	14	13,271

(注) 「借家・借間」および「配偶者の居住する借家・借間」には、職員の居住する借家・借間に係る住居手当および配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の両方を受給している職員(2名)を含む。

2 民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

（１）調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和８年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

（２）調査機関

本委員会および人事院

（３）調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 302 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

（４）調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（３）のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 83 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 12 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 276 人（うち行政職に相当する調査実人員 264 人）、初任給関係以外の調査職種 4,272 人（うち行政職に相当する調査実人員 4,008 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,034 人であり、行政職に相当するものは 19,084 人である。

（５）集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所
産業計	71	30	41	
農業、林業、漁業	0	0	0	
建設業	6	4	2	
製造業	41	16	25	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	7	3	4	
卸売・小売業	3	1	2	
金融・保険業、不動産業	1	1	0	
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	13	5	8	

- (注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が12事業所あった。
2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 13 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・ 技術関係	新卒事務員	大 学 卒	258,346 ^円	257,277 ^円	261,947 ^円
		短 大 卒	206,007	207,667	204,520
		高 校 卒	208,581	210,308	196,000
	新卒技術者	大 学 卒	248,920	256,567	245,135
		短 大 卒	201,677	211,000	198,500
		高 校 卒	203,648	213,472	193,468
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	255,047	257,144	251,668
		短 大 卒	204,350	208,500	201,708
		高 校 卒	205,111	212,138	193,706

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第 14 表 職種別給与額等

公民給与比較の職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A－B)	
支店長	2	61.2	770,660	275	770,385	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	5	58.7	909,880	0	909,880	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	119	52.7	594,355	5,587	588,768	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	85	52.7	633,109	4,342	628,767	同上
事務部次長	75	50.2	544,474	2,666	541,808	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
技術部次長	48	46.6	543,660	1,446	542,214	同上
事務課長	226	50.6	506,900	5,886	501,014	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
技術課長	221	50.7	549,457	7,486	541,971	同上
事務課長代理	96	48.6	514,603	9,780	504,823	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長－係長間)
技術課長代理	58	50.2	579,409	66,539	512,870	・ 同上

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	事務係長	238	43.4	466,818	69,796	397,022	・ 係の長 ・ 係長級専門職
	技術係長	262	45.8	495,027	72,472	422,555	同上
	事務主任	274	44.1	373,390	40,557	332,833	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	技術主任	361	43.3	457,052	71,800	385,252	同上
	事務係員	981	38.1	338,964	36,283	302,681	
	技術係員	957	35.2	366,918	51,383	315,535	

- (注) 1 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	—
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況		
			増 額	据置き	減 額
大 学 卒		35.5	(82.4)	(11.4)	(6.2)
高 校 卒		38.5	(88.4)	(11.6)	(0.0)

(注) () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における賞与の配分状況

(単位：％)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.5	46.5	61.6	38.4

第 17 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：％)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
94.6	81.2	52.2	5.4

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費および宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰 宅 費 用 を 支 給 す る	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	%
75.8	(13.2)	(37.2)	(20.9)	(22.1)	(6.6)	(16.9)	24.2

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、
() 内は当該事業所を 100 とした割合である。

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、費用別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福 井 市

【令和7年および令和8年家計調査(総務省)等に基づき算定】

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	28,290 円	50,680 円	62,710 円	74,730 円	86,760 円
住 居 関 係 費	35,370	45,820	39,510	33,210	26,910
被 服 ・ 履 物 費	3,270	3,620	5,060	6,490	7,930
雑 費 Ⅰ	21,230	26,580	36,830	47,090	57,340
雑 費 Ⅱ	8,630	16,640	19,460	22,270	25,080
合 計	96,790	143,340	163,570	183,790	204,020

その2 全 国

【令和8年人事院勧告 参考資料より】

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	29,380 円	52,640 円	65,130 円	77,620 円	90,120 円
住 居 関 係 費	51,480	66,690	57,520	48,340	39,170
被 服 ・ 履 物 費	4,640	5,140	7,170	9,200	11,240
雑 費 Ⅰ	30,390	38,050	52,730	67,410	82,090
雑 費 Ⅱ	10,440	20,140	23,540	26,940	30,350
合 計	126,330	182,660	206,090	229,510	252,970

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

年 月 項 目				令和7年										令和8年			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
民間給与・労働時間 （厚生労働省毎月勤労統計調査）	全産業	現金給与総額	全 国	金 額（円）	338,252	337,884	625,297	476,302	332,555	335,091	337,567	351,701	759,081	336,713	337,184	359,724	352,253
				前年同月比（％）	2.4	1.2	3.8	3.6	1.7	2.6	2.9	2.0	2.4	2.8	4.2	3.6	4.1
			福 井 県	金 額（円）	299,698	286,787	505,760	424,706	298,840	296,125	295,203	298,598	676,583	305,678	302,521	330,545	319,064
				前年同月比（％）	4.5	1.3	△ 0.7	1.4	3.8	2.9	4.9	0.7	0.3	5.9	6.5	8.7	6.4
		きまって支給する給与	全 国	金 額（円）	323,962	321,399	324,349	324,962	322,452	323,860	328,155	326,666	327,349	324,326	325,671	329,333	336,689
				前年同月比（％）	2.3	2.0	2.3	2.4	2.0	2.3	2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0
			福 井 県	金 額（円）	287,528	283,461	289,102	285,890	288,513	289,890	291,395	290,658	288,735	298,300	298,355	300,922	304,692
				前年同月比（％）	2.4	2.6	3.1	2.5	3.2	3.4	4.0	2.6	2.1	7.3	5.8	7.6	6.0
	製造業	きまって支給する給与	全 国	金 額（円）	356,402	354,821	359,765	360,148	356,123	357,267	362,412	362,697	361,792	357,678	362,392	364,166	373,259
				前年同月比（％）	4.3	4.1	4.6	4.2	3.8	3.6	4.0	3.9	4.0	4.5	4.6	4.6	4.8
			福 井 県	金 額（円）	322,836	314,412	320,478	321,252	317,286	319,968	322,362	324,448	321,511	315,789	321,454	320,013	327,138
				前年同月比（％）	4.3	3.1	3.1	2.6	2.4	2.7	2.9	2.9	2.8	3.7	3.2	3.1	1.3
	全産業	総実労働時間数	全 国	(時間)	145.4	140.5	145.2	148.8	135.2	139.9	147.7	140.8	134.6	128.3	134.9	133.4	146.8
				うち所定外労働時間数 (時間)	12.0	11.3	11.3	11.6	10.6	11.4	12.1	11.8	9.9	9.5	11.4	10.1	12.2
			福 井 県	(時間)	147.4	140.5	147.9	146.5	136.0	140.2	143.7	143.3	140.8	135.2	142.1	139.7	148.9
				うち所定外労働時間数 (時間)	10.1	11.3	9.7	9.9	9.4	9.7	10.2	10.1	9.9	10.6	10.4	11.0	11.0
生計費（総務省家計調査）	消費支出（全世帯）	全 国	金 額（円）	325,717	316,085	295,419	305,694	313,977	303,214	306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	
			(集計世帯数 7,258)	前年同月比（％）	4.0	8.9	5.2	5.1	5.5	5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0
		福 井 市	金 額（円）	364,476	300,261	312,272	243,482	286,699	249,432	236,628	282,990	303,140	276,812	282,467	305,908	315,292	
			(集計世帯数 91)	前年同月比（％）	36.1	6.0	5.6	△ 27.9	2.9	△ 23.8	△ 45.2	△ 4.0	△ 14.5	△ 12.1	△ 7.8	△ 14.2	△ 13.5
消費者物価指数 (総務省)		全 国	前年同月比（％）	3.6	3.5	3.3	3.1	2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	
		福 井 市	前年同月比（％）	3.2	2.6	2.6	2.4	2.2	2.4	2.7	2.5	1.9	1.2	1.1	1.2	1.3	
完全失業率 (総務省)		全 国	(％)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	
		福 井 県	(％)	1.2			1.4			1.7			2.0			1.7	
有効求人倍率 (厚生労働省)		全 国	(倍)	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	
		福 井 県	(倍)	1.72	1.71	1.70	1.70	1.70	1.66	1.66	1.67	1.67	1.62	1.58	1.57	1.57	
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)		全 国	前年同月比（％）	△ 0.7	△ 2.9	3.4	△ 1.5	△ 3.3	2.2	0.1	△ 4.2	0.9	0.7	0.4	2.4	2.0	
		福 井 県	前年同月比（％）	△ 0.1	△ 5.2	5.3	△ 1.2	△ 0.3	6.1	△ 0.1	△ 7.2	△ 2.0	0.4	2.3	6.7	3.6	

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
2 消費支出についての集計世帯数は、令和7年4月から令和8年4月までの1か月平均を示す。
3 福井県の令和8年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。

